

令和3年9月定例市議会

提案理由説明書

佐世保市

コロナ禍で何かと不自由な状況の中、初秋の候を迎え、朝夕は、しのぎやすさを感じる季節となりましたが、本日ここに9月定例会の開催をお願いいたしましたところ、ご出席賜りありがとうございました。

ただいま上程されました各議案の提案理由の説明に入ります前に、今回の補正予算の概要について説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計において、新型コロナウイルス感染症対策として、各種相談対応や体制強化・検査等に係る「新型コロナウイルス感染症対策事業費」に加え、感染拡大防止を図るためのワクチン接種について、接種対象者の12歳から15歳までの追加や接種委託費の加算及び16歳以上の接種方法の変更に伴う「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費」のほか、ワクチンを接種した方に健康被害が生じた場合に対応するための「予防接種事業費」など、合計で8億7,011万円を計上いたしております。

また、国の補助決定などに伴うものとして、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための非常用自家発電設備などの整備に対し補助を行うための公的介護施設整備補助事業費など1億4,451万円を計上し、5月及び7月から8月にかけて発生した大雨による土木施設災害復旧費など3億4,140万円を計上するとともに、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成を行うため池調査事業費や佐世保重工業株式会社の新造船事業休止により、影響を受けている関連下請企業に対し支援を行う受注促進支援事業費、日本遺産「鎮守府」の拠点施設としての歴史公園整備に係る立神広場整備活用事業費及び道路や公共施設改修などの生活関連公共事業の追加など7億7,429万円を計上したほか、別途第114号議案としてご審議をお願いしております過疎地域持続的発展計画の策定に伴う過疎対策事業債及び過疎地域持続的発展特別事業基金に係る財源組替なども併せて行い、合計で21億3,031万円を計上いたしております。

それでは各議案につきまして提案理由を説明申し上げます。

第89号議案 令和3年度佐世保市一般会計補正予算（第10号）

今回の補正予算は、21億3,031万円でございますが、この結果、予算の総額は、1,224億2,503万円と相成っております。

総務費でございますが、総務管理費におきまして、庁舎管理経費など5,370万円を計上いたしております。

民生費でございますが、社会福祉費におきまして、公的介護施設整備補助事業費など1億1,447万円を計上いたしております。

衛生費でございますが、公衆衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費など8億3,836万円を計上し、環境衛生費におきまして、市民霊園墓地管理事業費900万円を計上するとともに、保健所費におきまして、

新型コロナウイルス感染症対策事業費 2, 892 万円を計上いたしております。

農林水産業費でございますが、農地費におきまして、市単独農業施設整備助成事業費など 5, 020 万円を計上し、林業費におきまして、林道維持管理事業費 470 万円を計上するとともに、水産業費におきまして、養殖業育成事業費 363 万円を計上し、水産センター機能強化事業費 1, 949 万円を減額計上いたしております。

商工費でございますが、商工費におきまして、受注促進支援事業費 250 万円を計上いたしております。

土木費でございますが、道路橋りょう費におきまして、過疎対策事業費など 5億 6, 672 万円を計上し、河川費におきまして、水路新設改良事業費など 5, 358 万円を計上するとともに、都市計画費におきまして、街路事業の県営事業に対する本市負担金など 7, 718 万円を計上いたしております。

港湾費でございますが、港湾建設費におきまして、港湾施設改良費 800 万円を計上いたしております。

教育費でございますが、社会教育費におきまして、立神広場整備活用事業費 1, 444 万円を計上いたしております。

災害復旧費でございますが、農林水産施設災害復旧費におきまして、97 箇所分、1億 2, 050 万円を計上し、土木施設災害復旧費におきまして、66 箇所分、2億 390 万円を計上いたしております。

これらの経費を賄う財源といたしまして、

地方交付税	6 億円
国庫支出金	8 億 3, 226 万円
県支出金	1 億 5, 784 万円
財産収入	5, 600 万円
市債	5 億 2, 200 万円
繰入金など	5, 325 万円

をそれぞれ計上し、

繰越金など	9, 104 万円
-------	-----------

を減額計上いたしております。

なお、九十九島動植物園森きらら移転検討を含む、九十九島観光公園全体の活用に関する官民連携手法検討業務及び地下水探査業務などに係る債務負担行為のほか、繰越明許費及び地方債の補正につきましても、所定の様式によりご審議願うものでございます。

第 90 号議案 佐世保市基金条例の一部改正の件

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、基金の名称及び条文中の引用条項等を整理するものでご

ざいます。

第 9 1 号議案 佐世保市過疎地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正の件

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域内における固定資産税の課税免除に係る対象業種を追加し、課税免除の要件及び条文中の引用条項を整理するものでございます。

第 9 2 号議案 佐世保市特定個人情報保護等に関する条例の一部改正の件

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、条文中の引用条項を整理するものでございます。

第 9 3 号議案 佐世保市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件

本市の押印見直しに係る指針に基づき、職員のサービスの宣誓における宣誓書への押印を廃止するとともに、宣誓書の提出に係る規定及び宣誓書の様式を改めるものでございます。

第 9 4 号議案 佐世保市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件

本市の押印見直しに係る指針に基づき、審査申出書への押印及び意見陳述に係る調書等への署名押印を廃止するものでございます。

第 9 5 号議案 佐世保市ひうみ町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

ひうみ町の新設に伴い、支所の管轄区域並びに水道事業の給水区域及び下水道事業の処理区域へひうみ町を加えるものでございます。

第 9 6 号議案 佐世保市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正の件

グランアヴェニューひうみ地区計画の決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものでございます。

第 9 7 号議案 佐世保市江迎特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定の件

佐世保市江迎特別養護老人ホーム老福荘の運営のあり方を見直し民間へ移譲することに伴い、同施設の設置に係る本条例を廃止するものでございます。

第 9 8 号議案 佐世保市高齢者生活福祉センター条例の一部改正の件

佐世保市江迎高齢者生活福祉センターの施設を民間へ移譲することに伴い、同施設に係る規定を削除するものでございます。

第 99 号議案 佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における諸記録の作成、保存等及び利用者への書面の交付等について、電磁的記録等によることができるものとするとともに、条文中の文言整理を行うものでございます。

第 100 号議案 佐世保市学校給食に関する条例制定の件

市立小・中学校及び義務教育学校における給食費の公会計化にあたり、学校給食の実施及び給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第 101 号議案 佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件

市立幼稚園における給食費の公会計化にあたり、幼稚園給食の実施及び給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるとともに、条文中の文言整理を行うものでございます。

第 102 号議案 工事請負契約締結の件

前畑崎辺道路道路改良（第 1 トンネル）工事に関し、契約金額 7 億 7,848 万 1,000 円で、田浦組・山口組・共和産業共同企業体と請負契約を締結するものでございます。

工事の概要は、前畑崎辺道路第 1 トンネルの建設に伴う掘削、法面工事等を行うものでございます。

第 103 号議案 工事請負契約締結の件

東山手上部線道路改良（橋梁）工事に関し、契約金額 6 億 5,230 万円で、門田建設・谷山建設・若狭建設共同企業体と請負契約を締結するものでございます。

工事の概要は、東山手上部線道路橋梁の建設に伴う鋼製栈道橋の設置等を行うものでございます。

第 104 号議案 工事請負契約締結の件

佐世保港三浦地区岸壁（-5.5 m）改修工事に関し、契約金額 1 億 6,005 万円で、株式会社ダイヤと請負契約を締結するものでございます。

工事の概要は、佐世保港三浦地区岸壁におけるフェリー栈橋の本体工、上部工等を行うものでございます。

第 105 号議案 工事請負契約（変更契約）締結の件

令和 2 年 12 月定例会で議決いただきました前畑崎辺道路道路改良（トンネル）工事につきまして、盛土全体の安定を図るため、擁壁工及び盛土工等の増工に伴い、原契約金額 9 億 6,313 万 5,800 円を 10 億 6,927 万 5,900 円に増

額するとともに、令和4年5月31日までとしていた工事期間を令和4年8月31日までに変更するものでございます。

第106号議案 佐世保市有財産無償譲渡の件

佐世保市江迎特別養護老人ホーム老福荘等の建物を社会福祉法人白寿会に無償で譲渡するものでございます。

第107号議案 佐世保市有財産無償譲渡の件

鹿町町工場適地内の建物を株式会社 Flight PILOT に無償で譲渡するものでございます。

第108号議案 佐世保市有財産取得の件

中央消防署日宇出張所及び西消防署佐々出張所に更新配備いたします高規格救急自動車2台を6,353万6,000円で購入するものでございます。

第109号議案 佐世保市有財産取得の件

消防団第21分団、第37分団及び第38分団に更新配備いたします小型動力ポンプ付多機能車3台を3,663万円で購入するものでございます。

第110号議案 佐世保市有財産処分の件

佐世保市江迎特別養護老人ホーム老福荘等の土地1万6,769.21平方メートルを社会福祉法人白寿会に1億円で売却するものでございます。

第111号議案 佐世保市有財産処分の件

鹿町町工場適地9,649.91平方メートルを株式会社 Flight PILOT に6,368万9,406円で売却するものでございます。

第112号議案 町の区域及び名称変更の件

白岳町、大塔町、大岳台町、卸本町及び日宇町の一部区域を新たな町として設立し、その名称を「ひうみ町」とすることについて、地方自治法第260条第1項の規定により議決をお願いするものでございます。

第113号議案 公有水面埋立てに関する意見の件

本市が施行いたします俵ヶ浦町地先の公有水面の埋立てについて、佐世保港港湾管理者に対し、支障がない旨の意見を述べるものでございます。

第114号議案 過疎地域持続的発展計画策定の件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、本市の過疎地域である吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎及び鹿町地域の持続的発展を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする過疎地域持続的発

展計画を策定するものでございます。

第 27 号報告 令和 3 年度佐世保市一般会計補正予算（第 7 号）市長専決処分報告の件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、長崎県内全域を対象とした飲食店及び遊興施設への営業時間短縮要請に伴う協力金の支給に早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第 179 条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第 28 号報告 令和 3 年度佐世保市一般会計補正予算（第 8 号）市長専決処分報告の件

第 27 号報告と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための長崎県内全域を対象とした飲食店及び遊興施設への営業時間短縮要請について、長崎県独自の緊急事態宣言の発令により、要請期間が延長になったことに伴う協力金の支給に早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第 179 条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第 29 号報告 損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告の件

市道の管理瑕疵等に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条の規定により専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

第 30 号報告 令和 3 年度佐世保市一般会計補正予算（第 9 号）市長専決処分報告の件

第 27 号報告及び第 28 号報告と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための長崎県内全域を対象とした飲食店及び遊興施設への営業時間短縮要請について、国の長崎県を対象とした「まん延防止等重点措置」の適用決定を受け、長崎県が重点措置区域として本市及び長崎市を指定したことに伴う協力金の支給に、早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第 179 条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、お許しをいただき、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況等、8 月 11 日からの本市での大雨の被害状況等及び 6 月定例会から今日までの市政の重要事項について報告申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症に係る対応状況等について】

ご報告の前に、まずもって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、感染症対策に日々ご協力いただいている市民の皆様、議員の皆様、感染のリスクを抱えながら市民の生命や暮らしを支え、ワクチン接種の実施にあたっては多大なるご協力をいただいている医療従事者の皆様をはじめ、様々な分野でご尽力をいただいている皆様に対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

また、PCR検査の結果の取り違えが生じたことにつきまして、まずもって対象となられたお二方をはじめ、関係するすべての皆様に対しまして、衷心よりお詫び申し上げます。

これは、7月30日に保健所で実施したPCR検査において、検査結果を手書きで書き込む際に、陽性の方と陰性の方の結果を誤って逆に記載してしまったものです。

今回の事案は、保健所における検査の信頼性を揺るがす、決してあってはならないミスであり、関係するすべての皆様及び市民の皆様に対しまして、改めて心からお詫び申し上げる次第です。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況としましては、感染力の強い変異株による感染拡大に加え、「緊急事態宣言」等に対する慣れや自粛疲れによるものと思われませんが、全国各都市において患者数は第4波を上回る勢いで急激に増加しております。

県内においても7月末から感染が拡大しており、県は、8月6日、県全体の感染段階を「ステージ4」に引き上げましたが、その後も感染が急拡大していることから、8月19日に最高レベルの「ステージ5」に引き上げ、県独自の「緊急事態宣言」を発令されました。

本市の感染状況としましては、7月25日からほぼ連日新規感染者が発生し、8月11日以降は二桁の感染者が連続して発生するなど、急速に感染が拡大しており、7月25日から始まった本市の第5波では、すでに第4波の399人を超える感染者を確認し、これまでにない速さで感染拡大を続けております。

また、本市の指定管理施設であるエコスパ佐世保において、10人を超える感染が確認されるクラスターが発生し、その他にも複数のクラスターが発生している状況となっております。

このようなことから、医療提供体制のひっ迫を招く恐れがあると判断し、8月6日付けで本市の感染レベルを「レベル4」に、8月20日には、最高の「レベル5」に引き上げ、市民の皆様には、市域を超えた移動の自粛やイベント・会合等の中止又は延期をお願いするとともに、一部の市の施設においては、休館や開館時間の短縮、予約の制限等を行うなどの感染症対策を講じております。

また最近では、感染力が非常に強いデルタ株が猛威を振るっており、本市においても、デルタ株が疑われる感染が家庭や職場で爆発的に広がりを見せていることに加え、若者の感染割合も多い状況にありましたので、注意喚起をしていただくため、8月中旬及び下旬に特に若い世代が多い団体等へ「感染症対策の徹底と継続」につ

いて、再度要請いたしました。

この感染の急拡大を受け、「まん延防止等重点措置」の長崎県への適用が決定し、県は本市及び長崎市を8月27日から、その措置区域として指定されました。

この指定を受けたことで、混雑した場所などへの外出機会の半減の呼びかけのほか、酒類提供の終日自粛及び夜8時までの営業時間短縮、また、夜8時以降も営業している施設への営業時間短縮などの要請を県が行われております。本市といたしましては、これらの要請を受け、県とより一層連携を図りながら、感染拡大防止等の対策強化に取り組んでおります。

このような感染の急速な拡大により、感染症対策としてワクチン接種の重要性はさらに増しております。

本市のワクチン接種の現状といたしましては、5月からの集団接種や個別接種等の開始以降、医療機関の皆様のご協力や、長崎国際大学、長崎県立大学及び民間企業等の皆様により職域接種を推進していただきましたことから、接種は順調に進んでまいりました。

特に民間企業におかれましては、小・中学校関係者なども接種の対象としていただき、感染防止にご貢献をいただいたところです。

現在、本市においては、国のワクチン供給が当初の予定よりも少なくなる見込みとなったため、8月18日からは集団接種会場を佐世保港国際ターミナルビル1カ所に集約して実施しております。

8月29日現在の接種率は、12歳以上の接種対象者22万3,483人のうち、1回目の接種を終えた方が12万8,713人で、約58%となっており、2回目の接種を終えた方は、10万8,768人で、約49%となっております。また、職域接種等の未入力分を加えると、全体で60%程度となります。

ワクチン接種開始時と比較しまして、ワクチンの供給量が減少したことから、今後接種を希望する皆様への接種時期が当初の計画からは遅れることとなりますが、必ず接種していただけますので、慌てずに予約していただきますようお願いいたします。

なお、12歳から15歳の皆様への接種につきましては、9月中に接種券を送付予定といたしておりますので、順次、個別接種により接種していただければと考えております。

ワクチンは、コロナ感染症を抑え込む切り札と言われております。このワクチンを接種していただくことが感染症対策として最も効果的であると言われておりますので、できるだけ多くの市民の皆様に、ワクチンを接種していただきますようお願いいたします。

次に、本市の感染症にかかる経済対策についてでございます。

県による飲食店等への営業時間短縮の要請にご協力をいただいた店舗に対する協力金についてでございますが、8月10日から23日までの要請にかかる分につ

きましては、8月24日から9月24日までを申請受付期間として、審査が完了したのから順次支給を行っているところでございます。また、先ほど申し述べました、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことなどにより延長されました、8月24日から9月12日までの期間分につきましても、要請期間終了後から受付を開始することとしております。

市民・県民を対象とした「佐世保市内でゆったり宿泊キャンペーン」につきましては7月15日から開始したところでございますが、感染者数の増加に伴い県の宿泊キャンペーンが停止となったことから、それに合わせて一時停止している状況でございます。停止期間は9月30日までとしておりますが、再開に関しては感染状況や県の宿泊キャンペーンの動向を見ながら判断することとしております。

市民の皆様には長期間にわたり感染症対策を実践していただいておりますが、感染を完全に防ぐ特別な方法というものはございません。

ワクチン接種により、感染リスクは大きく軽減されますが、この感染が急拡大している状況下においてはウイルスの変異により、いつまた、より感染力の強い変異株が発生するかわかりません。

9月1日には本市1日当たりとしては最高の34人の感染を確認しており、昨日の記者会見の中でも申しましたように、「家庭内」「職場内」「飲食」における感染事例が極めて多くなっております。

市民の皆様にはワクチン接種の有無にかかわらず、基本的な感染症対策であるマスクの着用、特に必要に応じて感染防止に最も効果が高いとされる不織布マスクの着用、手指消毒、室内換気、3密のうち一つの密であっても避けることなど、これまで以上に、徹底した感染症対策に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

私も、市民の皆様お一人おひとりへ届くよう、防災行政無線を通じ、私自身の声でこれらの感染症対策の徹底をお願いしてまいります。

市民の皆様、議員の皆様、また事業者の皆様には、長い間、大変なご不便をおかけしておりますが、今しばらくご辛抱いただき、「コロナに負けない元気なまち佐世保」を目指して、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【大雨の被害状況等について】

8月11日から18日までの本市での大雨の被害状況等についてご報告申し上げます。

ご報告の前に、大雨による被害を受けられた市民の皆様に対しまして、お見舞いを申し上げます。

また、今般の大雨により雲仙市をはじめ甚大な被害を受けられた自治体並びに住民の皆様に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになられた方々に対しましても心からご冥福をお祈り申し上げます。

本市におきましても記録的な大雨に見舞われ、8月11日から8月18日までの

8日間で、750ミリを超える雨量を記録し、佐世保の過去10年の8月降水量平均値の約2.4倍の降水量が、この短期間に降ったこととなります。

この8日間にわたる大雨では、大雨警報、土砂災害警戒情報が段階的に発表され、8月14日午前5時5分には警戒レベル5に相当する大雨特別警報が発表され、市内に避難指示や緊急安全確保を発令するとともに、佐世保市災害対策本部を設置するなど、初期の段階から災害応急対策や避難所開設などに取り組んでまいりましたが、幸いにも人命被害がなかったことに安堵しております。

この大雨による避難所開設は、昨年引き続き、コロナ禍の中でのものとなりましたが、これまでと同様に感染症対策に万全を期すべく、避難受付時における避難者の健康状態の確認、十分な換気の実施や衛生環境の確保はもちろんのこと、発熱等がある方に対しては別室や専用スペースを確保するなどの体制を整えて3密としない避難所運営に取り組んだところでございます。

しかしながら、8月14日に発生した若竹台町の市道「若竹台団地本線」の擁壁及び法面崩壊では、8月17日に1世帯4名がお住まいの区域を災害対策基本法第63条に基づく警戒区域に設定し、立入りを制限いたしました。

立入り制限を余儀なくされた住民の方々には、見舞金の支給などの必要な生活支援を行っているところでありますが、1日でも早く元の生活に戻ることができるよう、関係機関と連携し全力で復旧工事に取り組んでまいり所存でございます。

【佐世保市市民栄誉賞の表彰について】

本市は、去る7月21日と8月17日に佐世保市市民栄誉賞審査会を開催し、本市出身のドラマ・パーカッションの小川慶太氏、本市出身のソフトボール選手の藤田倭氏の功績をたたえるため、史上4人目、5人目の市民栄誉賞の表彰者として選定しました。

小川慶太氏は、世界各国で活躍され、本年3月、米国音楽界最高の栄誉とされるグラミー賞を受賞されました。同賞の受賞は、平成29年に続き2度目となるものです。

藤田倭氏は、本年開催された東京2020オリンピックにソフトボール日本代表として出場し、投打にわたる活躍により、見事、金メダルを獲得されました。また、大会MVPに選ばれるなど、輝かしい成績を収められました。

このたびの佐世保市市民栄誉賞は、城島健司氏、井上博明氏、早川漣氏に続くもので、平成24年以来、9年振りとなります。

なお、両氏の表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況などをみながら、開催の時期を検討してまいります。

【九州・長崎IR設置運営事業予定者の決定について】

本年1月7日から長崎県が実施していた九州・長崎IR設置運営事業予定者の公募につきましては、8月6日に優先交渉権者としてCASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL

JAPAN が選定され、その後の同社と長崎県との協議を経て、8月30日に九州・長崎 I R の実施に向けた基本協定が締結されました。

この締結をもって、CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN が九州・長崎 I R の設置運営事業予定者として、正式なパートナーとなったことをご報告いたします。

今後、本市としましても、長崎県、CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN とタッグを組み、市民の皆様のご理解をいただきながら、国に選ばれる優れた区域整備計画の策定に取り組んでまいりますので、市議会におかれましても、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

【押印見直し・オンライン申請の開始について】

本市では、「市民中心の行政サービスの実現」を目指して行政サービスのデジタル化に向けた取組を進めており、9月1日から、市民・事業者の皆様が行政手続きをより簡単・便利にできるよう、市に提出する申請書等の書類の押印を廃止するとともに、新たにオンライン申請システムを使ったサービスの運用を開始いたしました。

押印見直しでは、約1600種類の書類で押印を不要とするよう改めており、オンライン申請では、情報公開請求など新たに63の手続きにおいて、オンライン申請を開始いたしました。

オンライン申請につきましては、既に実施済の49の手続きとあわせ112の手続きにおいて、市役所の窓口を訪れることなく、パソコンやスマートフォンから申請等を行うことができます。

また、国が令和4年度末までのオンライン化を推進している手続きにつきましては、1年前倒しして今年度中に実施する予定です。さらに、年間で申請件数が多い手続きにつきましても、順次オンライン化していくよう取組を加速していきます。

押印見直し・オンライン申請ともに、対象範囲を拡大するなど、より簡単・便利に手続きできるよう取り組んでまいります。

【第95回日本港湾協会定時総会の本市での開催決定について】

港湾に関係する国や地方自治体、民間企業など全国規模で構成されております公益社団法人日本港湾協会における定時総会につきましては、昨年5月に佐世保市での開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、取り止めとなっておりました。

改めて本市での開催について検討いただくよう同協会にお願いしておりましたところ、去る6月に東京都で開催された定時総会において、来年5月に次期定時総会を本市で開催することが決定されました。

例年、定時総会の開催に合わせ、関係会議や交流会、講演会などが予定されており、全国から約1,000名の方々が出席されます。

本年も福島県いわき市での開催が取り止めとなる等、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるところですが、来年の開催に向けた準備を進めつつ、こ

の機をとらえ、本市発展の礎となった佐世保港のPRに加えて、九十九島をはじめとする本市の観光ブランドや佐世保ならではの特産品など、本市の魅力をPRしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【スペイン代表チームの事前キャンプについて】

7月17日から20日まで、本市において、東京2020オリンピックのハンドボール・スペイン男子代表チームが事前キャンプを実施いたしました。

事前キャンプでは、東部スポーツ広場体育館での練習や、民間ジムでの筋力トレーニングなど、3泊4日という短い期間の中で、コンディション調整や戦術確認を行われました。

7月18日には、議長、副議長及び文教厚生委員会の皆様にもご参加いただき歓迎セレモニーを開催いたしました。

このセレモニーでは佐世保東翔高等学校吹奏楽部によるスペイン国歌の演奏に始まり、中学生からの質問コーナーでは、選手たちが笑顔で質問に答えてくれる姿が見られました。その後、市内の中学校、高校のハンドボール部員や指導者の先生方約200名に対し、練習見学会として、練習を披露していただきました。目の前で行われる世界最高のプレーに、生徒や指導者の皆さんが真剣に見入る姿が印象的でした。

事前キャンプの実施にあたっては、佐世保ハンドボール協会の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様方にご協力をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

スペイン男子代表チームは、今回のオリンピックにおいて見事銅メダルを獲得されました。ホストタウンとして大変喜ばしく思います。

【佐世保市ゆかりの選手の活躍について】

東京2020オリンピックには、本市にゆかりのある4名の選手が出場されました。

まず、先ほどもご紹介したとおり、ソフトボールに藤田倭選手が出場され、見事金メダルを獲得されました。

次に、アーチェリー女子団体戦及び個人戦に早川漣選手が出場されました。結果は、団体戦が準々決勝敗退、個人戦が3回戦敗退となりました。

次に、柔道女子52kg級に、タイ代表として、深見利佐子選手が出場され、結果は初戦敗退となりました。

最後に、バレーボール女子に小幡真子選手が出場され、結果は予選ラウンド敗退となりました。

コロナ禍でのオリンピックとなりましたが、4名の選手のご活躍は、市民に大きな夢と感動を与えてくれました。今後も、各競技において、ますますご活躍いただきたいと思っております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況等、大雨の被害状況等及び市政の重要事項について報告申し上げましたが、今後とも、市政全般にわたり、議員皆様方からご意見、ご提案を賜りながら市政を推進してまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。